

中期目標・中期計画（素案）

香川大学

平成15年9月26日

国立大学法人「香川大学」の中期目標・中期計画（案）

中期目標	中期計画
<p>大学の基本的な目標（長期的目標） 世界水準の教育研究活動により、創造的で人間性豊かな専門職業人・研究者を養成し、地域社会をリードするとともに共生社会の実現に貢献する。</p> <p>（教育の目標） 豊かな人間性と高い倫理性の上に、幅広い基礎力と高度な専門知識に支えられた課題探求能力をそなえ、国際的に活動できる人材を育成する。</p> <p>（研究の目標） 多様な価値観の融合から発想される創造的・革新的基礎研究の上に、特色ある研究を開花させ、社会の諸課題の解決に向けた応用的研究を展開する。</p> <p>（地域貢献の目標） 「知」の源泉として、地域のニーズに応えとともに、蓄積された研究成果をもとに文化、産業、医療、生涯学習等の振興に寄与する。</p>	
<p>中期目標の期間及び教育研究上の基本組織</p> <p>1 中期目標の期間 平成16年4月1日から平成22年3月31日までの6年間。</p> <p>2 教育研究上の基本組織 この中期目標を達成するため、別表に記載する教育学部、法学部、経済学部、医学部、工学部、農学部、教育学研究科、法学研究科、経済学研究科、医学系研究科、工学研究科、農学研究科、連合農学研究科、香川大学・愛媛大学連合法務研究科、地域マネジメント研究科を置く。</p>	
<p>大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標 （1）教育の成果に関する目標 学士課程・大学院課程における教育達成目標 （学士課程）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 幅広い教養と高い倫理観、広く社会で活躍できる基礎的な専門知識・技能を育成する。 2 社会や自然に対する知的好奇心をもち、科学的な精神に基づいて、そこに伏在する課題を発見し、建設的・実践的な解決を提案する知的創造能力を育成する。 	<p>大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置 （1）教育の成果に関する目標を達成するための措置 教養教育の成果に関する具体的目標の設定</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大学教育開発センターの教養教育の責任部局としての機能を強化する。 2 全学講師以上の教員を科目領域別に登録し、共通教育カリキュラムを編成し、年次計画に基づき教養教育を実施する等により、教育の質的向上を図る。 3 学士課程における一貫した教育を実現するために、教養教育科目と専門教育科目が有機的に関連する教養教育カリキュラムを作成し、各学部の専門分野における問題意識に接続させるよう努める。

3 異文化や異なる価値観を理解し、国際的にも活動できる能力を育成する。

(大学院課程)

- 1 修士課程においては、学士課程における教育の上に、深い専門的知識と技能を備えた、国際的にも活躍できる高度専門職業人を育成する。
- 2 博士課程においては、先端的知識、創造的能力を備え、国際水準の研究・技術開発を担うことができる研究者や高度専門職業人を育成する。

教育の成果・効果の検証に関する目標

実態調査・各種評価を活用して教育の成果・効果を多面的に検証し、教育にフィードバックすることにより教育の質を確保する。

- 4 授業内容の質を確保し、授業内容の相互の調整・協力を図るため、学習達成目標・学習方法等を掲げる等シラバスを整備・充実する。
- 5 統合により人文社会・医学・工学・農学の幅広い学問分野を有するメリットを生かし、主
題科目、共通科目、教養ゼミナール等の科目を増やすことにより、多彩な教養教育を行う。
- 6 情報収集・分析能力、プレゼンテーション能力、日本語・外国語によるコミュニケーション能力を、本学学生の備えるべきミニマム・エッセンシャルズとし、これらの能力の向上に努める。

7 高学年教養教育科目を開設することで、学士課程一貫教育体制の充実を図る。これについては、分散キャンパスにおける教育の不利益を減少させるために遠隔教育機器を活用する。
専門教育の成果に関する具体的目標の設定

- 1 各専門分野において、学習達成目標を明示した、コア・カリキュラムを作成し、それを達成するため教育指導方法等を改善する。
- 2 ゼミやPBL教育等の少人数教育を整備充実させ、自学自習、課題探求能力、問題解決能力を養成すると共に、プレゼンテーション能力の育成を図る。
- 3 専門分野の性質上、段階的積み上げ教育が必要な場合、学習到達度に応じた選択コースを設ける。
- 4 各学部において、客観的に教育の達成度を測定するJABEEや法学検定試験といった資格や試験などに積極的に参加する。

大学院教育の成果に関する具体的目標の設定

- 1 学士課程で修得した、科学的に考える能力、専門的知識・技能を基に、自ら問題提起し、それを解決すべく研究計画を立て、実行し、論文に纏めあげ、学術の維持・発展に寄与出来る能力を育成する。
- 2 分野によっては外国語による研究の遂行・発表などができる能力を養成する。

卒業後の進路等に関する具体的目標の設定

- 1 卒業後の進路に関する具体的目標をもたせ、就職率を高める。
- 2 大学で学んだ専門的知識・技能が生かせる職業に就職できる割合を高める。
- 3 大学院への進学率を高める。
- 4 資格試験(医師国家試験など)の合格率を向上させる。

教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

- 1 教養教育・専門教育・大学院のそれぞれについて設定した教育目標に関し、多面的な試験の実施や学生による授業評価、実態調査等により、その達成度の検証に努める。
- 2 卒業生や卒業生の勤める企業等に大学の教育に対する各種アンケート調査をすることにより、教育の効果について検証する。
- 3 同僚による評価や第三者評価、さらには外部の機関が行う資格審査など多様な評価を積極的に導入し、できる限りその結果を公表すると共に、活用に努める。
- 4 大学教育開発センター調査研究部の機能を充実させて、継続的に教育の成果・効果の検証と分析を行い、教育に関する改革・改善のための方策を提言する。

(2) 教育内容等に関する目標

アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための目標

(学士課程)

- 1 さまざまな人材を求める観点から、多様な選抜を行う。
- 2 幅広い教養、高い倫理観を養成する観点から、その基礎となる学力を幅広くかつ多面的に評価する。
- 3 各専門分野において活躍できる専門職業人の育成の観点から、将来の目標とその分野に対する強い意欲をもち、基礎的学力を有する人材を求める。

(編入学)

学生の意欲と資質に応じた進路の選択を尊重し、融通性のある編入学体制を用意する。

(大学院課程)

- 1 各専門分野において深い専門的知識と技能を備えた、国際的にも活躍できる高度専門職業人を育成する観点から、それらの要素を多面的に評価する選抜を行う。
- 2 国内の他分野の学士課程修了者だけでなく、優秀な外国人学生を積極的に確保できるような選抜制度を構築する。

教育課程・教育方法に応じた教育課程を編成するための目標

(学士課程)

- 1 創造的で人間性豊かな専門職業人を育てるために、教養教育と専門教育のバランスのとれたカリキュラムを作成する。
- 2 全学の教員が教養教育に携わり、統合のメリットを生かし、幅広い教養教育を展開する。
- 3 各学部の教育理念・目標にもとづき、その達成のために最適のカリキュラム・授業形態を構築する。
- 4 教育の質を高め、単位制度の実質化を図るため、受講者数の適正化や自学自習を必要とする授業を目指す。
- 5 それぞれの授業科目の達成目標を明示し、そのための教育方法の改善を行う。
- 6 センターの調査研究部における授業評価など、様々な評価を利用して、授業内容や方法などを継続的に改善する。

(大学院課程)

- 1 学士課程における専門知識・技能を基礎として、高度専門教育を習得し、新たな知的創造をすることを目標とする。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

(学士課程)

- 1 各学部のアドミッション・ポリシーや入学者選抜方法を、募集要項、ホームページ、パンフレット等適切な方法で公表し、受験者に広く知らせる。
- 2 高校生対象の入試説明会や高校の入試担当者との懇談会を開くなど、アドミッション・ポリシーを理解してもらう機会を拡大し、広報活動を強化する。
- 3 入試業務及び入試体制の全学一元化を図るとともに、入学者の成績の追跡調査をする等全学的な調査研究を進め、アドミッション・ポリシーを実現するより適切な選抜方法を開発する。
- 4 AO入試など多様な選抜方法により、アドミッション・ポリシーに合する意欲と資質のある学生の確保を図る。
- 5 編入学については、アドミッション・ポリシーに合致する限り、門戸を広げ、また適切な学年への配置を行う。

(大学院課程)

- 1 各研究科のアドミッション・ポリシーや入学者選抜方法を、募集要項、ホームページ、パンフレット等適切な方法で公表し、受験者に広く知らせる。
- 2 外国人学生の確保のために、英語版のホームページを作り、アドミッション・ポリシーを明示するとともに入試概要・留学生支援状況などを掲載する。
- 3 アドミッション・ポリシーに沿った多面的評価が可能な入学試験を実施する。
- 4 英語による特別コースの拡大や秋季入学制度の導入を行い、留学生を積極的に受け入れる体制を作る。
- 5 優秀な学生を確保するため、アドミッション・ポリシーだけでなく、大学院での研究テーマや研究状況をホームページなどで広く公表する。

教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

(学士課程)

- 1 教養教育においても専門教育においても自らの教育理念・目標を設定し、それに基づきコース制やコアカリキュラムを作成し、学習到達目標を明確にする。それに対する大学内外の評価を受け、絶えず点検と改善を行う。
- 2 教養課程を充実させるために、主題科目・共通科目・外国語教育カリキュラムを総合的に組み立て、相互の連携を密にする。
- 3 原則として履修単位の上制限限を行い過剰履修を防ぐと共に、予習・復習の時間を必要とするような授業目標や教育方法を採用し、自学自習の習慣を学生に植え付ける。
- 4 教育の国際化という理念に応じて、JABEEといった国際的な水準を意識した基準を導入する。それが存在しない分野については、独自に国際水準を想定したプログラムを策定し、それに沿って教育のあり方を改革する。

(大学院課程)

- 1 社会や地域のニーズに対応し、大学院を再編・改編する。また新たな博士課程の設置を検討する。

- 2 統合のメリットを生かし、学際的な教育・研究分野を開拓する。
- 3 大学院教育の見直しを行い、新たに専門職大学院などの設置を目指す。

適切な成績評価等の実施に関する目標

- 1 多面的かつ総合的な評価を行う。
- 2 適切な成績評価の基準を明確にする。
- 3 厳格な成績評価を行う。

(3) 教育の実施体制等に関する目標

適切な教職員の配置等に関する目標

- 1 教育研究の充実という目的のため、学長のリーダーシップの下で戦略的・計画的な教職員の配置を行える体制を作る。

- 2 法科大学院の設置や専門職学位課程地域マネジメント研究科など、専門職大学院の設置を検討する。

- 3 医・工・農学部等による大学院独立研究科の設置を視野に入れた検討をする。

- 4 体系的なカリキュラムの再編成を行う。

授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

(学士課程)

- 1 学生に対し進路希望に応じたコアカリキュラムを明示し、学習到達目標を示す。
- 2 少人数指導を積極的に導入する。講義形式の授業についてもクラス規模が適正なものとなるように配慮する。
- 3 外国語を必要とする分野では、特にネイティブによる少人数教育を行い、コミュニケーション能力を向上させ、その達成度についてはTOEFL等により検証し、改善に努める。
- 4 教育内容・方法・達成目標などが明確に分かるように、シラバスの記載様式を整理・統一し、学生が授業を自覚的に受講できるようにする。
- 5 双方向的、学生参加型の授業形態を積極的に活用して、学生の学習意欲を喚起する方策を探る。
- 6 自学自習の推進・PBL教育システムを取り入れるなど、自己学習を促進することで、課題探求・問題解決能力を育成すると共に、生涯自己学習の習慣を養う。
- 7 分散キャンパスに対する学習環境の整備・充実を行うために、総合情報基盤センターを中心として遠隔教育環境を整備し学部間遠隔授業を実施する。
- 8 各学部において、授業内容の評価及び授業方法に対する各種の評価を常にフィードバックし、授業内容及び方法を改善する。
- 9 教科書執筆など、自分の授業に適合する教材開発を積極的に進める。
- 10 法学検定試験・TOEFLなど、外部の行う各種の到達度評価試験を教育の一環として導入する。

(大学院課程)

- 1 学生のレベル・特質に応じた授業・指導を行う。特に博士課程においては、一人ひとりに適したテーラーメイド教育を行う。
- 2 複数教育研究職員指導体制を充実させる。
- 3 TAを積極的に活用する。
- 4 他分野出身学生に対する教育上の配慮を行う。

適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

- 1 シラバスに多面的成績評価基準を明示し、厳格に成績を評価する。
- 2 教師間の評価のバラツキを解消するためガイドラインを各学部で設定する。
- 3 教員の成績評価の点検を行い、成績評価の客観性、信頼性を高めるための体制を整備する。
- 4 可能な分野についてはGPA制度を導入し、教育指導を実施する。
- 5 学位授与方針・基準を明確にする。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

適切な教職員の配置等に関する具体的方策

- 1 教育の継続性を保ち、研究の展開を容易にするために、教育組織と研究組織との柔軟な連携を検討する。

- 2 教職員の配置を柔軟なものとし、今後の教育研究ニーズの変動や改革・改善等に対応できるようにする。

教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の目標

- 1 教育の場として教育施設・設備・資料を充実すると共に生活の場でもあることを考慮した安全快適な環境を作る。
- 2 分散キャンパス（4キャンパス）問題を改善する。

教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための目標

- 1 全学的な教育評価機関による評価に基づき、多面的で具体的な改善策を講じる。
- 2 学生による教員の授業評価を実施し、その結果を公表するとともに、教員の教育評価として取り入れる。

教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する目標

- 1 大学教育開発センターを中心として、教員の教材・指導方法などに関する現状調査を行い、それに基づき改善を図る。
- 2 全教職員を対象として年数回FDを実施し、その参加を義務づけ、学習指導法等の改善を図る。

(4) 学生への支援に関する目標

学習相談・助言・支援の組織的対応に関する目標

- 1 学生が学習過程で遭遇する困難を除去し、積極的に勉学に打ち込めるようにできるように、学習支援体制を強化する。

生活相談・就職支援等に関する目標

- 1 学生の生活に関する悩みを早期に把握し、家族や友人らと連携して、適切・迅速に対応できるように、生活支援体制を強化する。

- 2 教員の採用・配置に当たっては、ジェンダーバランスや外国人教員の構成員率なども考慮し、多様な人材による教育の充実を図る。
- 3 学部・大学院の再編等の新規ニーズに柔軟に対応するため、学長が管理する教育研究職員枠を確保する。

教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

- 1 障害者も不自由なく勉学にいそしめるような施設にしてゆくと共に、自学自習や憩いの場の確保、厚生施設の改修等大学生活の質の向上に努める。
- 2 学生のPCの所持を推進し、それと対応してLANを整備する等学習をサポートする。また、インターネット等が利用できる教室を増やす。
- 3 分散キャンパス問題を軽減するため、遠隔教育に使用する機材を整備し、またそのための教室を増やす。
- 4 図書館に関しては、論文・卒論・レポート等作成のためのレファレンスサービスの提供やホームページからの質問を可能にする体制を整備する。
- 5 総合情報基盤センターを中心に学内の情報処理システムを一元化し、図書館と機能的に連携し、教育研究に関する情報を学生はもとより、教職員にも、より利用しやすいシステムを構築する。

教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

- 1 教員の総括的な教育評価に基づいて、改善のための措置が取れるシステムを構築する。
- 2 個々の教育研究職員の教育活動を適切に評価するため、学生の授業評価や外部評価といった評価を恒常的に行い、それぞれの評価をフィードバックして本人の教育活動の参考にしてもらう。また、その結果は可能な限り公表する。
- 3 教員の教育活動の状況、具体的評価結果等をデータベース化し、客観的・多面的評価の基礎資料とする。この資料も可能な限り公表する。
- 4 評価の高い教員の優遇措置を検討し、評価の低い教員についてはFDへ参加させる等必要な措置をとる。

教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策

- 1 大学教育開発センター調査研究部において、学内の教員からなるプロジェクト・グループを作り、学習指導方法等に関する調査・研究を行い、学習指導方法の開発を行う。
- 2 調査研究部を核として、教員の教育に関する指導・相談体制を構築する。
- 3 教材や学生指導に関するFDを、授業視察や模擬授業と組み合わせた実践的な形式で行う。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策

- 1 学部の教育理念に従い、担任制・指導教員制・チューター制度などを充実する。
- 2 オフィスアワーを充実・強化し、またメールを利用する等アクセスを容易にする。
- 3 自学自習のための施設（図書館を含む）を充実させる。

生活相談・就職支援等に関する具体的方策

- 1 キャンパスアドバイザーを全学部配置するなど全学の相談体制をシステム化し、支援を必要とする学生を早期に把握できる体制を構築する。
- 2 学生が相談しやすい環境を整える。特に2年次までの学生の状況を把握し、支援が必要な場合は迅速に対応できる体制を整備する。

- 3 課外活動等正課外教育の自主的な活動を積極的に支援する。優秀サークル等の表彰や大学独自の経済的支援を検討する。
- 4 単に学生に就職を斡旋するだけでなく、学生のキャリアの形成のための教育を低学年次から行う。
- 5 インターンシップの一層の充実を図る。
- 6 学生のベンチャー起業など社会的活動を支援する体制を整備する。

経済的支援に関する具体的方策

- 1 特待生制度の導入を検討する
- 2 大学独自の経済的優遇措置を拡充することを検討する。

社会人・留学生等に対する配慮

- 1 社会人の利用しやすいよう図書館の夜間開館などの学習支援体制を充実する。
- 2 留学生センターを中心に日本語学習支援を行う。また、勉学や生活について相談・指導などを行うことにより留学生を支援する。
- 3 必要な留学生にはチューター等による学習支援を行う。
- 4 留学生に対する経済的支援を拡大する。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

目指すべき研究の水準に関する目標

- 1 人文・社会・自然科学分野を幅広く包含する大学として、各学問分野ならびにそれぞれの分野の融合から発想される革新的（基礎）研究を推進し、高い水準の学術研究活動を展開することによって、各分野の研究活動や学会を主導する成果をあげる。
- 2 複数の専門分野において国際的競争力のある学術研究を推進する。とりわけ、初期段階の先端分野（萌芽的研究）を早期に見出し支援するシステムを構築する。
- 3 創造された『知』を経済発展、社会発展に結びつける分野においても国際的競争力を向上させる。このために、実践的応用研究プロジェクトを組織的に推進する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

目指すべき研究の方向性

- 1 自由闊達な発想に基づいた多様な（学理的、先端的、応用的）研究を推進するとともに、共同研究を積極的に支援する。
- 2 独創的で将来性に富む“萌芽研究”を重点かつ中長期的に支援する。
- 3 統合大学のメリットを活かすべく、領域横断的課題対応できる組織運営体制を整備し、特色ある研究領域の展開を図る。
- 4 特色のある研究課題を選定し、重点プロジェクト研究として積極的に支援することで、世界水準の研究拠点に育成する。
- 5 知的クラスター創成事業や地域コンソーシアム等の産学官連携によるプロジェクト研究を推進する。
- 6 地域との連携を強化し、地域のさまざまな要請に応えた諸研究を積極的に推進する。

大学として重点的に取り組む領域

- 1 国の重点プロジェクトのうち本学として推進する特色ある領域“高松地域知的クラスター創成事業”（かがわ希少糖ランウエイ構想）および香川県“糖質バイオクラスター形成事業”の中核研究機関として活動し、グライコムクス研究と連動させることで本学および香川県の糖質バイオ研究のCOEとする。
- 2 地域活性化・産業振興、地域医療、食糧、教育、法律、瀬戸内海・瀬戸内地域の環境保全・環境修復等、資源循環、文化芸術等に関わる研究課題に取り組み、地域の要請に応える。
- 3 国際環境法遵守調査研究センターを中心に、国連環境計画とも連携しつつ、国際的視点から環境法・環境政策に関する調査研究活動を推進する。
- 4 “人間と工学のインターフェース”を始め、“人間支援”に関わる研究を推進する。

成果の社会への還元に関する目標

- 1 研究の成果は国内外に積極的に公表し、広く社会に還元する。このことにより地域文化及び産業の発展並びに社会の豊かな生活の具現に資する。
- 2 大学、地方自治体、産業界等との連携体制を構築することにより、研究の多様化・深化ならびに研究成果の応用・産業化の機会を組織的に拡大する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

研究者等の配置の基本方針

- 1 COEレベルの独創的なプロジェクト研究等、重点プロジェクト研究を計画的に推進する組織体制を構築する。
- 2 大学における研究が学術の動向や社会の要請などに迅速に対応できる柔軟な組織体制を構築する。
- 3 研究戦略を見据えた優秀な人材（外国人研究者を含む）の採用、任期制の導入等により、研究者の流動化を図る。
- 4 若手研究者育成のための研究支援体制を整備する。

研究に必要な設備等の活用・整備に関する目標

- 1 分散するキャンパスおよび共同研究施設の利便性向上を図る。
- 2 施設整備に関する長期構想を策定し計画的な施設整備を行う。
- 3 施設・設備の整備・利用状況等を点検し、教育研究スペースの配分の適正化を図る。

成果の社会への還元に関する具体的方策

- 1 すべての研究成果をデータベース化し、大学の広報媒体等を通じて適宜迅速に公表し、その成果を社会に還元する。
- 2 産業界や国・地方自治体等と連携した共同研究を積極的に進める。
- 3 研究成果を大学の知的財産として集約し、技術移転、起業化、新産業創出への展開に寄与する。
- 4 研究者が自らの研究成果を活かすべく地域の行政機関が設置する各種の審議会や委員会、研究会および市民団体の学習会等に積極的に寄与することにより、本学の知的資源を地域の活性化・振興に積極的に活かすことにより、地域の知的拠点としての役割を果たす。

研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

- 1 現研究支援センター研究評価委員会の機能を強化した「研究戦略（推進）委員会」（仮称）を設置し、研究課題、研究業績の評価基準・評価方法を策定する。
- 2 研究戦略委員会は、各教員および研究組織（講座等）から提出された自己点検・評価、研究計画および研究活動実績を定期的に評価し、その評価結果と研究業績を公表するとともに、改善に必要な助言を行う。
- 3 評価結果を研究の質の向上および研究活動の活性化に結びつけるシステムを構築する。
- 4 得られた研究成果の活用状況の把握のため、公開シンポジウム等を開催し、外部からの意見等を求め社会への貢献度を検証する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

適切な研究者等の配置に関する具体的方策

- 1 流動的教員の枠を設け、教員を重点プロジェクト研究や学際的プロジェクト研究に戦略的に配属することにより、研究実施体制に機動性を持たせる。
- 2 研究者の流動性を高めるために、各学問領域の特殊性を考慮しつつも、必要に応じて任期制の適用を拡大する。
- 3 重点的研究領域に、優秀な研究者を戦略的に採用する。
- 4 外部資金等を活用して若手研究者を雇用し、若手研究者の育成とプロジェクト研究の活性化を推進する。
- 5 研究支援のための専門職員の配置を検討する。

研究資金の配分システムに関する具体的方策

- 1 競争的原理に基づく予算配分を行う。
- 2 重点戦略事項に順位を付け、それに応じた予算配分を行う。
- 3 科学研究費補助金等の国の研究費の獲得および民間財団や産学連携による外部資金等、競争的研究資金の導入を積極的に進め、大学院生の経済支援・研究教育機会の充実に務める。

研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

- 1 共同研究、学際領域研究の促進のため、学内共同利用研究施設の充実および電子図書館など学術情報システムの基盤整備を図る。
- 2 研究の発展性、質的向上、資源の有効利用の観点から、研究支援施設・設備機器の整備状況を定期的に点検し、施設等の効果的整備・利活用を学部、センター、全学的観点から計画性をもって企画立案・実施する体制を整備する。
- 3 機器管理を一元化するとともに一層の整備充実・高度化ならびに有効利用を図る。

- 4 重点プロジェクト研究等のため研究スペースを時限的に配分する。
- 5 施設・設備の重点的な整備充実と高度化を図り、重点研究の戦略的推進に資するとともに、地域連携および国際連携の研究活動にも積極的に活用する。

研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための目標

- 1 厳正なる研究評価基準による学内評価、第三者評価による評価に基づき、新たな研究課題や重点プロジェクト研究を策定する等により研究活力を継続的に向上させる。
- 2 研究情報を広く公表することで、学内はもとより国内外の研究機関との共同研究を積極的に実施する。
- 3 重点プロジェクト研究の推進により複数の国際的研究拠点形成を目指す。

3 その他の目標

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標

地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る目標

- 1 教育に関して地域社会との連携・協力を一層強化し、地域における「学びと知の拠点」となる。
- 2 産学官連携を通じて、大学の研究成果・情報を、地域・全

- 4 重点プロジェクト研究等を組織的に推進するため、共用スペースの利活用に関する体制を整備する。
- 5 防災、安全性やセキュリティー等の管理体制や環境保全体制を整備充実する。

知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策

- 1 職務発明は、原則として大学に帰属することとし、平成16年度より知的財産の機関管理を実施する。
- 2 実施機関として、適正規模の知的財産活用本部（仮称）を立ち上げ、各種の外部資金を確保し、知的財産サイクルの実現を図る。
- 3 知的財産権化の重要性に鑑み、知的財産権を取得した研究者に対して、知的財産権化への貢献度を研究者の評価に反映、ロイヤリティー還元による個人補償の充実などのインセンティブを付与する。
- 4 学内ビジネスインキュベーション活動を介し、教員によるベンチャー起業を推進する。

研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

- 1 研究情報データベースは、公開に支障のない部分については、研究者個人の研究情報として社会に公開し、評価・助言を受けることで個人の自己研鑽に繋げる。
- 2 個々の教員および組織（講座等）の研究活動・研究成果に関する情報データベースを構築するとともに、研究戦略（推進）委員会は評価基準及び提言・助言のシステムを策定する。
- 3 これらに基づき、定期的に自己点検評価を実施するとともに、大学によるこれら評価の正当性を検証するために外部評価を行い、その結果を公表する。
- 4 評価に基づくインセンティブおよび実施法を確立し、個々の研究者・組織への研究資金の重点配分および学部等への配分調整等、インセンティブを実施する。
- 5 研究戦略委員会は、プロジェクト研究、学部横断的プロジェクト研究を学内公募し、応募課題の中から重点研究プロジェクトを選定し、研究費の重点投資を行う。

全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策

- 1 共同研究施設を整備・拡充し、これら施設の利用を学外研究機関・企業等にオープンすることにより共同研究の促進を図る。
- 2 国際交流協定締結大学との研究情報交換、共同研究の相互提案、研究者の交流状況等を全学的に周知し、国際共同研究の促進を図る。
- 3 研究者個人の研究情報、学内共同研究プロジェクト、重点研究プロジェクト等のデータベースを整備し、積極的に情報発信することにより、共同研究の促進に資する。
- 4 教員の研究成果を利用したベンチャー起業を支援するために、支援施設を整備、地域における新規産業創出に貢献する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策

- 1 生涯学習教育研究センターの機能を強化し、魅力ある公開講座と公開講演を実施する。
- 2 高大連携による高校生対象の授業の充実や、小中学生を対象としたオープンキャンパスを開催する。

国・世界に発信する。

- 3 多様な国際的交流、連携及び協力活動を推進し、地域における「国際交流の拠点」となる。

産学官連携の推進に関する目標

- 1 時代と地域のニーズに適切に対応する柔軟な研究組織・研究内容であることを目指す。
- 2 研究の成果をできるだけ早期に事業化する。

他大学との連携・支援に関する目標

- 1 地域公私立大学等、限られた教育資源を最大限活用できる体制を構築する。
- 2 海外の協定校等との連携により、教育・研究活動を充実させる。

(2) 附属病院に関する目標

附属病院は、病める人の権利を尊重し、良質な医療を提供するとともに、医学の教育・研究を推進し医療の発展に寄与することを基本理念とし、次の事項を目標とする。

- 1 病める人の立場に立った、良質・安全な医療を実践する。
- 2 厳しい倫理観と豊かな人間性を備え、高い能力を持つ医療人を育成し、生涯研修の場を提供する。
- 3 高度先進医療の開発につながる創造的研究や、医薬品の臨

- 3 科目等履修生を積極的に受け入れる。

- 4 図書館の情報公開機能を強化し学外利用者を拡大させ、また他の学内諸施設を地域に開放し、地域社会の学術・文化の支援を行う。
- 5 地域自治体との連絡協議会を通じて地域のニーズに応える事業（公開講座・研修セミナー等）を積極的に推進する。

産学官連携の推進に関する具体的方策

- 1 産学連携のために研究内容・業績を研究者総覧として発行し、またホームページに掲載する等、情報の公開や情報の発信に努める。
- 2 共同研究・受託研究・寄附講座の設置等積極的に様々な連携を展開する。
- 3 地域開発共同研究センターのリエゾンオフィス等を通して地域の多様なニーズに対応する。
- 4 大学発ベンチャー型企業を育成し、民間への技術移転の拡大や企業役員兼業を推進する。
- 5 総合情報基盤センターを通じて地域の情報教育の充実やITを使った事業に貢献する。
- 6 希少糖研究センターでの産学官連携知的クラスタープロジェクトを強力に推進する。
- 7 文化系の研究分野も産総研等との連携等を通じて、産学連携を推進する。

地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策

- 1 単位互換制度の拡充など、教育研究面での連携・支援を推進する。
 - 2 研究面での相互連携の制度化を検討する。
 - 3 近隣の大学及び公共図書館等、知の集約施設との連携体制を確立する。
- 留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策
- 1 留学生センターにおいて、留学生や派遣学生のためのきめ細やかな教育、情報提供及び相談業務を行う。
 - 2 協定している28大学との共同研究の推進や研究者の受け入れ派遣を積極的に行う。
 - 3 志の高い優れた資質をもつ留学生の受け入れ規模を拡大する。
 - 4 協定大学との単位互換制度を活用して積極的に日本人学生の協定大学への派遣に努める。
 - 5 英語による授業の開設など受け入れ留学生が受講しやすい環境の整備・充実を行う。
 - 6 派遣留学生への支援制度の充実と国際インターンシップ制度の改善を行う。

教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

- 1 国際共同研究を積極的に推進し、国際会議での研究発表を奨励・支援する。
- 2 世界水準の分野に関する国際シンポジウムを毎年度開催・支援する。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

医療サービスの向上や経営の効率化に関する具体的方策

- 1 インフォームドコンセントの充実、診療情報の開示及び治療方針決定への患者の参加を推進し、患者の立場に立った医療の提供に努める。
- 2 高度先進医療、高度医療・集学的医療を推進し、先進的医療の提供に努める。
- 3 診療科の機能別・臓器別再編・統合を進め、合理的・有機的・効率的な診療を目指すとともに、低侵襲医療の実施日帰り手術及び外来化学療法の実施を通じて、高品質な医療の提供に努める。また、各科認定医・専門医・指導医の数を増やすなど、医療スタッフの質的向上

床試験を推進する。

- 4 医療・福祉の向上のため、地域医療機関との連携を強め各種支援事業を行うなど地域の中核的役割を果たす。
- 5 満足度の高い医療環境の整備に努め、効率よく、安定した病院経営を行う。

(3) 附属学校に関する目標

附属学校園の経営に関する目標

- 1 附属学校園の将来構想及び経営戦略を明確にする。

大学・学部との連携・協力の強化に関する目標

- 1 附属学校園を教育研究の場として活用する。
- 2 教育実習等の実地教育の場を提供することにより学生の教育実践力を高める。
- 3 初等中等教育に関する高度な研究を推進する。

学校運営の改善に関する目標

運営システムの改善、入学者選抜の改善、教員の研修、香川県との人事交流等を通じて実験校としての附属学校の機能を高めるとともに、子どもたちの学びの充実を実現する学校を実現

に努めるとともに、疾患別に患者数、治療成績、及び転帰について、集計し、治療成績データを公表する体制を構築する。

- 4 病院安全管理部（仮称）を設置し、医療事故防止、感染対策等を推進し、安全な医療の提供に努める。また、満足度の高い医療環境整備と患者サービスの提供に努める。
- 5 病棟の再開発により医療サービスの向上を目指す。

良質な医療人養成の具体的方策

臨床教育研修センター（仮称）を設置し、学生の卒前実習、医師・歯科医師の卒後研修（卒後必須臨床研修を含む）、大学院生、コ・メディカルスタッフの研修や地域医師・歯科医師、コ・メディカルスタッフの生涯教育、市民の公開講座などの臨床教育を院内各部門、医学部と密接に連携しながら、一元的に推進する。

研究成果の診療への反映や先端的医療の導入のための具体的方策

「臨床研究推進委員会」を設置し、研究費支援・臨床研究審査体制を整備して臨床研究を推進するとともに、成果の公開、実用化、特許取得、及び高度先進医療申請などに関する支援を行い、研究成果の円滑な診療への反映や先端的医療の導入に努める。

適切な医療従事者等の配置に関する具体的方策

- 1 病院長による病院職員定数の統括を実施する。また部門別損益原価計算に基づく人員配置システムを構築するための配置基準・評価規準を策定する。
- 2 業務量・必要度に応じた適正な職員配置の実施に努める。

経営の効率化に関する具体的方策

経営企画機能を強化し、適切な自己収入の確保と経費の節減に努める。

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

附属学校園の経営に関する目標を達成するための措置

- 1 現在設置している「学部・附属連絡協議会」を発展的に解消して、「附属学校園経営会議」（仮称）を設置する。
- 2 附属学校園に対する外部評価を導入し、附属学校園の将来構想やマネジメントに反映させる。
- 3 子どもの安全管理に万全を期すとともに、そのためのシステムを構築する。

大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策

- 1 学部と附属学校園との共同研究を推進するために「学部・附属共同研究機構」を設置する。
- 2 学部と附属学校園の教員が参加する合同研究集会を定例化する。
- 3 教師教育を実践していくための教育課程編成に学部と附属学校園が一体になって取り組む体制を整備する。
- 4 学部と附属学校園が協力して地域の現職教員の研修や専門的ケアを担う。
- 5 学部と附属学校園が一体となって進めた共同研究の成果を全国に発信するために、附属学校園における研究大会を定期的に開催する。

学校運営の改善に関する具体的方策

- 1 学校運営にリーダーシップを発揮するために副校長職等の見直しを行う。
- 2 学校評議員会を一層充実させるとともに、地域の教育界や保護者からの評価を受ける。
- 3 教員の教育研究活動を評価するシステムを構築する。

していく。

附属学校の目標を達成するための入学者選抜の改善に関する具体的方策

- 1 学部及び地域の教育機関と連携して、入学者選考制度を見直す機関を設置する。
- 2 学部の附属学校園として期待される児童・生徒像を明確にした入学試験を実施する。
- 3 入学情報の公開を積極的に推進する。

教員の研修に関する具体的方策

- 1 香川県教育委員会が実施する「教職5年・10年研修」を学部及び香川県教育委員会と連携を図りながら協力していく。
- 2 附属学校教員の実践的力量を高めるために校内研修の充実を図る。
- 3 地域の行政等が行う教員研修に講師・指導者として貢献する。

香川県との人事交流に関する具体的方策

- 1 これまでのシステムを踏襲して、香川県との人事交流により優秀な人材を確保していく。
- 2 附属学校教員の給与については、香川県と人事交流協定を交わす中で改善を図る。

業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営体制の改善に関する目標

- 1 学長の主催する役員会において、独立した法人としての主体的経営戦略を確立する。
- 2 経営戦略を全学に周知徹底し、経営協議会、教育研究評議会の協力の下にその実現を図る。

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策

- 1 学外者を委員に含む経営協議会を設置し、経営に関する重要事項や方針を審議する。

運営組織の機能の強化および効果的・機動的な運営に関する具体的方策

- 1 役員に役員補佐室を設置し、運営組織の効果的・機動的な運営を確保する。
- 2 役員を支援する事務組織について、定期的に点検し、改善措置を行う。
- 3 全学委員会を整理・統合し、役員会のもとに置き、関係業務担当の理事が統括する。

学部長等を中心とした機動的・戦略的な学部等運営に関する具体的方策

- 1 副学部長、学部運営会議等の補佐機能を充実させ、学部長の執行体制を強化する。
- 2 教授会における審議事項を精選するとともに、学部運営会議等による機動的な審議により機動的・戦略的な学部運営を行う。

教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策

- 1 役員の業務分担に応じて関係事務部門を配置し、一体的な運営体制を構築する。
- 2 役員補佐室の構成員に教員とともに事務職員等を配置し、大学運営に関する企画立案に参画させる。
- 3 事務職員についても、全学委員会の構成員として参画する体制を構築する。
- 4 各種業務に精通した専門職員を配置し、教員と一体となって企画立案を行う。

全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

- 1 大学が組織的に推進する戦略的な重点課題に関して、研究拠点、研究センター、教育研究組織を設置して学内資源を重点配分する。

学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策

- 1 学長選考規程の見直しを行って、学外からも有能な人材登用を図る。
- 2 学外への情報提供を積極的に行って、学外者の登用の基盤を作る。

内部監査機能の充実に関する具体的方策

- 1 監査業務を行うための監査室を設置し、定期的な監査を実施する。
- 2 監査結果にもとづき、迅速に必要な措置を講じる体制を整備する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標

- 1 学術研究の進展や社会的要請の変化に対応した新たな教育研究組織の編成を行うため、教育研究組織の見直しを柔軟かつ機動的に行う。
- 2 本学の特色を踏まえた国際水準の教育研究を実現し、地域社会の要請に応えるべく新たな教育研究組織を整備する。

3 人事の適正化に関する目標

大学構成員の能力を最大限に発揮させ、そのことによって全学的な目標が達成される人事システムを構築する。その際、以下の4点を特に重視する。

- 1 豊かな人間性と高い倫理観を有した「自立した専門職業人」を育成するのにふさわしい人事制度であること。
- 2 地域社会との連携を重視した学際的かつ超域的な研究並びに世界的な水準の研究を促進できる人事制度であること。
- 3 学術・文化並びに生涯学習における拠点として、また、国際貢献を促進するに相応しい人事制度であること。
- 4 職員として優れた人材を任用でき、また任用された職員が主体的に力量を発揮できる制度であること。

人事評価システムの整備・活用

柔軟で多様な人事制度の構築

- 3 監査能力向上のための研修制度を充実する。

国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策

- 1 既設の四国国立大学協議会の緊密な連携を図り、一層機動的・効果的なものとする。
- 2 連携実績をもつ四国内外の大学との連携・協力をさらに強化する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

教育研究組織の編成・見直しのための体制整備の具体的方策

- 1 定期的に大学自己評価委員会が行う自己点検・評価とそれに対する外部（第三者）評価の結果を踏まえ、機動的かつ柔軟な教育研究組織の編成・見直しを全学的視点から実施する。
- 2 社会の変化、学問の展開等による教育研究上の要請に対応して、履修コース、学科、学部
の編成を柔軟に見直す。

教育研究組織の見直しの方向性

- 1 自己点検・評価と第三者評価、さらに社会の動向を踏まえつつ、本学の理念の実現に向けた見直しを行う。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

- 1 教員については、研究、教育、管理運営及び地域・社会貢献等サービスなど、諸側面での多面的かつ公平・公正な評価制度を導入し、教育研究の充実に資するとともに、業務を賃金に反映させる方策を検討する。
- 2 事務職員等の資質の向上及びモラルを高めるため、人事管理システムを能力と実績に基づくトータルシステムとして機能できる公正で納得性の高い総合的な評価制度を導入する。

柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

- 1 フレックスタイム制や時差勤務などの活用によって、効率的な勤務時間管理を行う。
- 2 客員教授、特任教授など柔軟かつ多様に学内外の人材を活用しうる制度を構築する。
- 3 教員の教育研究能力の向上のためのリフレッシュ制度の導入や、社会に対して多様な人的貢献を可能とする制度を整備する。
- 4 専門性の高い業務に従事する事務職員等について「公募制」（いわゆる社内フリーエージ

任期制・公募制の導入など教員の流動性向上

外国人・女性等の教員採用の促進

事務職員等の採用・養成・人事交流

中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理

身分保障と労働条件

メント制)の導入を検討する。

5 社会貢献の促進という観点から、兼業・兼職の承認制度、勤務時間管理等の弾力的取扱いを整備する。

任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策

1 教員の採用及び昇任は、原則公募によることとし、採用方針、選考基準並びに結果を公開するなど、より透明で公正なものとする。

2 研究者の流動性を高めるために、各学問領域の特殊性を考慮しつつも、必要に応じて任期制の適用を拡大する。

3 任期付等、特別の任用形態にある教員などについては、必要に応じ、より高い給与その他の処遇を可能とする制度の導入を検討する。

外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策

1 公募範囲や資格要件の拡大を図ることにより外国人、女性、障害者などの採用がスムーズかつ積極的に行うことができる条件を整備する。

事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

1 事務職員等の採用は、競争試験によることを基本とし、国立学校法人が募集・試験等を共同して実施する方向で検討する。

2 一般競争試験では人材が得にくい職種（就職支援、国際学術交流等）については、公平性に留意し、大学独自の選考により採用していく。

3 事務職員等の研修については、国立大学法人の協力により共同で実施する方法を検討する。また、国内外の大学や民間企業等での実務研修を検討する。

4 国立大学法人が共同して、円滑で幅広い人事交流ができる仕組みを構築する。また、国立大学法人以外の組織との人事交流を図る。

5 人事交流を円滑に実施していくために、異動によって給与格差が生じる場合には、給与面における特別な措置を検討する。

中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策

1 人員管理については、大学の中・長期的な展望に沿って、また中期計画に基づく総人件費枠の有効な配分を勘案しつつ適切に行う。

2 教員の人員管理については、新たな社会的ニーズに適切に対応するため学部毎に定員を管理するのではなく、学長の下に一元的に管理し運用する。

3 事務職員等の人員管理については、現状の各部課及び各学部事務部の配置人員を所与の定員とする考え方を改め、新たなニーズに迅速・適切に配置していく。

4 役員を除く職員の定年年齢を、65歳現役社会の構築という社会状況等を踏まえ、65歳とする方向で検討する。定年年齢引き上げに伴う退職金・給与コストの増大、及び組織活力の低下のおそれに対処するため、賃金体系及び退職金支給率の見直し、並びに選択定年制など必要な制度改定について検討する。

5 役員の退職手当制度については、職員とは別の制度として定める。

身分保障と労働条件に関する具体的方策

1 懲戒・解雇等については、適切な身分保障の規定を設ける。

2 労使関係においては、労働条件の対等決定への適切な対処とともに、目標達成に向けたパートナーシップの形成に努める。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標

事務組織の機能・編成の見直しに関する目標

- 1 事務組織の機能・編成の見直しを行い、また、外部委託等を積極的に活用することによって、スリムであると同時に効率的・合理的システムを構築していく。

財務内容の改善に関する目標

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

- 1 科学研究費補助金、受託研究費等の外部資金の増加に全学的体制で取り組む。
- 2 教育研究等の業務充実・拡大を図ることにより、自己収入の確保を目指す。

2 経費の抑制に関する目標

- 1 管理業務の合理化を図り、管理的経費の抑制に努める。

3 資産の運用管理の改善に関する目標

- 1 全学的且つ経営的視点に立ち、資産の効果的・効率的運用を図る。
- 2 資産の運用管理における有効なリスク管理に取り組む。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策

- 1 民間的手法の導入により、事務等の効率化、簡素化を図る。
- 2 職員の適性に応じた能力開発や、適材適所の職員配置による事務効率の向上を図る。

複数大学による共同業務処理に関する具体的方策

- 1 共同処理が可能な事務（職員採用、会計事務処理等）については、県内又は、近県の国立学校間で共同処理を行うための組織を設置するか、各大学で分担して行う体制を整備する等により、合理化を図る。

業務のアウトソーシング等に関する具体的方策

- 1 アウトソーシングや人材派遣を活用する。
- 2 学務データの入力作業、入試データの処理、授業評価のデータ処理、附属図書館の入退館・貸出業務、附属病院の診療報酬請求・外来窓口業務、施設管理、警備、ボイラー、自動車運転、使送業務等は、アウトソーシングによる経費の節減と効率化を図る。

財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

科学研究費補助金、受託研究費等の外部資金の増加に関する具体的方策

- 1 科学研究費補助金等外部資金確保のための全学的体制を整備し、部局等に対して適切な情報提供や支援等を行う。
- 2 学内の予算配分において、外部資金の増加につながるよう制度設計する。

収入を伴う事業の実施に関する具体的方策

- 1 各部局等の人的・物的・知的資源を有効且つ積極的に活かし、地域貢献すると共に自己収入の増加を図る。
- 2 上記の自己収入増加のマネジメント戦略に、全学的体制で取り組む。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

管理業務の合理化と管理的経費の抑制に関する具体的方策

- 1 管理業務については、コストパフォーマンスの視点を取り入れ、事務の効率化、外部委託等により、人件費及び物件費の抑制に努める。
- 2 管理的経費については、シーリング方式やこれを見直すゼロ・ベース方式によって管理するシステムを構築する。
- 3 経費の使用状況について、随時把握できるシステム及び内部監査機能の充実により、経費の適正且つ効率的な使用を不断にチェックする。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

全学的、経営的視点に立った資産の効果的・効率的運用に関する具体的方策

- 1 資産の実態を一元的に不断に把握・分析できるようなシステムを構築する。
- 2 大型機器等の購入、運用管理を全学的に推進する。

資産運用における有効なリスク管理に関する具体的方策

- 1 資金の安定的且つ安全な運用を図る。
- 2 資産の運用管理にあたり、国立大学法人向け総合損害保険制度を十分に検討し、対応する。

<p>自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1 評価の充実に関する目標</p> <p>本学の全活動（教育、研究、地域貢献、業務運営等）に関する中期目標・中期計画の実施状況と達成状況について、自己点検および外部評価を継続的に実施し、それらの評価結果を個人および組織にフィードバックし、目標・計画の改善に結びつける。</p> <p>2 情報公開等の推進に関する目標</p> <p>大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する目標</p> <p>教育、研究および社会貢献における大学のあらゆる活動についてその計画および実績を広く迅速に公表・公開する手段および体制を整備する。</p>	<p>自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</p> <p>自己点検・評価の改善に関する具体的方策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大学評価を主たる業務の一つとする理事を置き、定期的に各種の評価を実施する。 2 情報評価分析センター（設置予定）に職員を配置し、的確かつ迅速な評価を実施する。 <p>評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策</p> <p>定期的に実施する自己点検および評価をもとに、教育、研究 地域貢献、業務運営の項目毎に中期目標・中期計画の達成状況について、組織および個人の具体的な改善措置の策定を義務づける。</p> <p>2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <p>大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大学情報の一元的な公開提供及び広報室を充実する。 2 公共機関、関係団体等との情報ネットワークを強化する。 3 教育研究、運営の状況等定期的な情報提供（ホームページ・メールマガジン・冊子）を行う。 4 教育研究活動状況のデータベース化を行う。 5 「大学案内」、「学部案内」の内容を充実する。
<p>その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施設整備を大学理念に基づき具体化するため、トップマネジメントとして位置づけ。知の拠点としてふさわしい高等教育研究及び医療活動の場にふさわしい具体的な施設活用・施設整備を図り積極的な推進を図る。 2 地域住民に開かれた大学及び信頼される医療を通じ社会に貢献できるキャンパス整備・施設活用を目指す。 <p>2 安全管理に関する目標</p> <p>学生・教職員等の健康と安全を確保するために、法令等を厳格に遵守する。</p>	<p>その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置</p> <p>施設等の整備に関する具体的方策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 世界水準の教育研究活動を推進し、教育研究・医療機能の強化及び将来的な発展、地域社会との連携を押し進めるための施設整備計画を策定し、調和のとれたキャンパス計画を立てその具体策を図る。 2 大学院に係る施設、卓越した研究拠点施設、老朽施設の改善、先端医療に対応した大学附属病院施設、教育研究活動を支える施設等の計画の策定及び実施を図る。 3 施設設備の安全対策に係る計画の策定及び実施を図る。（耐震性能の確保等） 4 環境への配慮やユニバーサルデザインの導入に配慮した計画の策定及び実施を図る。 5 地域社会への学術情報、医療情報等に関する情報発信を行うための整備を図る。 6 新たな整備手法の導入（PFI、寄付金等外部資金）の推進を図る。 <p>施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 流動的・弾力的に利用のできるスペースを確保するなど既存施設の有効活用を図る。 2 点検・評価に基づく全学的かつ経営的視点に立ち計画的・効率的な機能保全及び維持管理に努める。 <p>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</p> <p>労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 安全衛生管理体制を確実に機能させるため、全学的組織を整備する。 2 学生・教職員に対しての安全管理教育を計画的に実施する。 3 化学薬品・実験廃液・廃棄物の管理・取扱いについては法律に基づく管理システムを活用

する。

4 RI等の取扱い、組換えDNA・バイオ研究の操作基準等については、安全対策を充実させる。

5 盗難や事故等の防止のための学内セキュリティー対策を確立する。

中 期 目 標

別表 (学部、研究科等)

学部	教育学部 法学部 経済学部 医学部 工学部 農学部
研究科	教育学研究科 法学研究科 経済学研究科 医学系研究科 工学研究科 農学研究科 連合農学研究科 (参加校)
専門職大学院	香川大学・愛媛大学連合法務研究科 (参加大学：愛媛大学) 地域マネジメント研究科

中期計画

別表(収容定員)

平成 16 年度	教育学部	800人	教育学研究科	102人
	法学部	780人	法学研究科	16人
	経済学部	1,510人	経済学研究科	38人
	医学部	825人	医学系研究科	152人
		(うち医師養成に係る分野565人)		
	工学部	1,080人		
	農学部	600人		
	香川大学・愛媛大学 連合法務研究科	30人	工学研究科	178人
				(うち博士前期課程156人 博士後期課程22人)
	地域マネジメント 研究科	30人	農学研究科	120人
			連合農学研究科	51人
平成 17 年度	教育学部	800人	教育学研究科	102人
	法学部	740人	法学研究科	16人
	経済学部	1,420人	経済学研究科	20人
	医学部	825人	医学系研究科	152人
		(うち医師養成に係る分野565人)		
	工学部	1,080人		
	農学部	600人		
	香川大学・愛媛大学 連合法務研究科	60人	工学研究科	200人
				(うち博士前期課程156人 博士後期課程44人)
	地域マネジメント 研究科	60人	農学研究科	120人
			連合農学研究科	51人

平成 18 年度	教育学部	800人	教育学研究科	102人
	法学部	700人	法学研究科	16人
	経済学部	1,330人	経済学研究科	20人
	医学部	825人	医学系研究科	152人
		(うち医師養成に係る分野565人)		
	工学部	1,080人	[うち修士課程 32人 博士課程 120人]	
	農学部	600人		
	香川大学・愛媛大学 連合法務研究科	90人	工学研究科	222人
				[うち博士前期課程156人 博士後期課程 66人]
	地域マネジメント 研究科	60人	農学研究科	120人
			連合農学研究科	51人

平成 19 年度	教育学部	800人	教育学研究科	102人
	法学部	660人	法学研究科	16人
	経済学部	1,240人	経済学研究科	20人
	医学部	825人	医学系研究科	152人
		(うち医師養成に係る分野565人)		
	工学部	1,080人	[うち修士課程 32人 博士課程 120人]	
	農学部	600人		
	香川大学・愛媛大学 連合法務研究科	90人	工学研究科	222人
				[うち博士前期課程156人 博士後期課程 66人]
	地域マネジメント 研究科	60人	農学研究科	120人
			連合農学研究科	51人

平成 20 年度	教育学部	800人	教育学研究科	102人
	法学部	660人	法学研究科	16人
	経済学部	1,240人	経済学研究科	20人
	医学部	825人	医学系研究科	152人
		(うち医師養成に係る分野565人)		
	工学部	1,080人	[うち修士課程 32人 博士課程 120人]	
	農学部	600人		
	香川大学・愛媛大学 連合法務研究科	90人	工学研究科	222人
				[うち博士前期課程156人 博士後期課程 66人]
	地域マネジメント 研究科	60人	農学研究科	120人
			連合農学研究科	51人

平成 21 年度	教育学部	800人	教育学研究科	102人
	法学部	660人	法学研究科	16人
	経済学部	1,240人	経済学研究科	20人
	医学部	825人	医学系研究科	152人
		(うち医師養成に係る分野565人)		
	工学部	1,080人	[うち修士課程 32人 博士課程 120人]	
	農学部	600人		
	香川大学・愛媛大学 連合法務研究科	90人	工学研究科	222人
				[うち博士前期課程156人 博士後期課程 66人]
	地域マネジメント 研究科	60人	農学研究科	120人
			連合農学研究科	51人